区 連 会 説 明 資 料 平 成 3 1 年 4 月 経 済 局 消 費 経 済 課 (公財) 横浜市消費者協会

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談リポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

現在、全国的に高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、横浜市においても高齢者の消費者被害件数は急増しています。

そこで、横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談リポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、これまでも毎月可能な範囲での自治会・町内会の 掲示板への掲示をお願いさせていただいておりますが、このたび、4月号を発 行いたしましたので、今月も可能な範囲で自治会・町内会の掲示板に掲示して いただけますようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、御理解と御協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談リポート」4月号 A4判1ページ(月刊)

3 スケジュール

・平成31年4月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

(お問合せ・連絡先)

横浜市経済局消費経済課 田村・若林

電話 045-671-2568 Fax 045-664-9533

消費生活情報 よこはま Shavi

平成31(2019)年 4月号

月次相談リポート

発行:横浜市消費生活総合センター

「元号の改元」に便乗した 詐欺や契約トラブルにご注意!

新たな元号になることで「新たに手続きが必要」 と個人情報を聞き出したり、「皇室の記念」などの 便乗商法が増えています。

- ●公的機関や金融機関を装い、「元号の改元による法改正について」と題する不審な資料の入った封書が届いた。信用できるか。
- ●高齢の父宛に高額な皇室の 記念写真集が送りつけられた。

公的機関や金融機関が 暗証番号を文書や電話で たずねることは絶対ありません。



元号の改元による銀行法改り

平素は、一般相跟人を印刷行為企加盟組行を目頃よりご利用消き減は ノルマス

この度、2019年3月1日からの元号の交流による銀行設定は上律い
「個人信配之人事類の変更 報用作成」
「キャッシュカードルを、2019年3月1日本でによる銀行設定は上律い
「個人信配之人事類の更更 報用作成」
前行成定によるとハアルエ東を作成より中・シュカードー、変更となりました。
つきましては、下記のとおりお手続きください。

・「個人情報記入書類の変更 報報作成は
前行成定によるからベアメル東をの為、2019年1月1日までに先も・住用等変更がある
場合には、別収記入網にご記入の上、返送用計画で「選送下さい。

・「キャッシュカードを選集、日間手が、交流を、11度番や・輸送番号)をご記入し、現在お詫いのキャッシュカードを選集が上いキャッシュカードが編まました。
・「の選出が続いる、別記となっまードを選集は出いキャッシュカード経過まれていまっまった。

・「の選出が記録されていまか」と記述、日本によいキャッシュカード経過まれていまっまった。

・「の選出が記録されていまか」に関係が、文本に対し、で選及がださい。

・「の選出が記録されていまか」に関係が、文本によいキャッシュカードが組まれていまっまった。

・「の選出が記録されていまか」に関係では、いキャッシュカードが組まれていまか。

・「の選出が記録されていまか」に関係では、いキャッシュカードが組ままれていまか。

・「の選出が記録されていまか」によった。

・「規入しまれていまか」に対しまれていまか。

・「規入しまか」によった。

・「規入しまか」に対しまれていまか」に対します。

・「規入しまか」によった。

・「規入しまか」によった。

・「規入しまか」によった。

・「規入しまか」によった。

・「規入しまか」によった。

・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「規入しまか」によった。
・「の表しまか」によった。
・「

お互いに 一声かけて見守りを!



消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

■消費生活相談電話 **845-666** 消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を! (平 日 9:00~18:00 土・日 9:00~16:45)

横浜市消費生活総合センター

検 索